

熊本県

県立中学校及び県立特別支援学校小学部・中学部に係る１人１台端末の利活用計画

※本計画は、「熊本県学校教育情報化推進計画」の策定（令和６年度中目途）に伴い見直しを行なうものとする。

１ １人１台端末をはじめとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

- ・社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0」が到来しつつあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」にある中で、社会全体のデジタル化、オンライン化、DX の加速の必要性が叫ばれている。
- ・こうした状況の中で、学校教育には、ICT を活用しながら、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできるような「資質・能力」を育成することが求められている。
- ・そのため、本県においては、２（１）の現状と課題を踏まえ、ICT の活用による「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」と「学校の業務改革（BPR）（＊）」の実現を目指し、これらの実現を通して、「資質・能力」を身に付けた児童生徒が育まれた地域となることを目指すものとする。

＊学校の業務改革（BPR）：

- ・「Business Process Re-engineering（ビジネスプロセスリエンジニアリング）」の略で、業務の本来の趣旨のため、既存の組織や制度を抜本的に見直し、業務改善を行うこと。学校においては、「学校における働き方改革」を実現するための方法の一つ。
- ・ICT の活用による「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」の実現に向けては、「個別最適な学び（個に応じた指導）」と「協働的な学び」の一体的充実が必要である。
そのため、児童生徒が、授業において、１人１台端末を鉛筆やノート等と同様の「当たり前の文房具」として日常的に活用する中で、「教師主体のみの活用」から転換し、例えば、授業の中で、端末の活用か教科書・ノートの活用か、個別的活動か協働的活動か等について、自ら主体的に選択し活用して他者とも協働（自己決定・自己調整・他者参照等）しながら学びを深めることができる「児童生徒主体の ICT 活用」の普及を目指す。
併せて、個別最適な学び（個に応じた指導）の充実を図るため、学習履歴等の「学習データの活用」（エビデンスに基づく学び・指導）の普及を目指す。
さらに、ICT の持つ特性を最大限生かして、「不登校、病気療養、障がい、日本語指導を要すること等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や県立高校の魅力化等への ICT の活用」の普及も目指す。

２ GIGA 第１期の総括

（１）現状・課題

①全般的事項

- ・本県は、令和３年基本方針に基づき、「ICT 教育日本一」を目指して、「学校情報化認定制度（日本教育工学協会）の「学校情報化優良校」（以下、「優良校」という。）（＊）の認定を８割以上の学校が取得すること」を目標に掲げ、その達成に向けて、県及び市町村が連携し、県指導主事による学校への訪問による研修や指導・助言、拠点となる学校における公開授業等を実施してきた。

- ・その結果、各学校において、授業及び校務等における ICT の活用が進展し、令和 6 年 1 月に、全県立学校が認定を取得している。
 - ・優良校においては、ICT を活用した授業及び校務の改善が着実に進展している。一方で、学校・教職員間で、ICT の活用状況等には差が見られる。
- 活用の状況を示す各種データにおいても、全国平均値を上回る項目が多い一方で、数値的に高いレベルにあるとは言えない項目も多い。

* 学校情報化優良校：

- ・「教科指導における ICT 活用」、「情報教育」、「校務の情報化」、「情報化の推進体制」の全 20 項目で、各項目のレベル（0～3）が 1 以上（0 がない）かつ平均が 2 以上という認定基準を満たした上で（自己評価）、指定されたエビデンス（自己評価の裏付けとなる各種情報・資料）を全て入力した学校を、学校情報化認定委員会が審査して認定。

②児童生徒の情報活用能力

- ・ 1 人 1 台端末について、児童生徒において、授業や家庭学習での活用が進められている。一方で、授業において日常的に活用していない児童生徒や、家庭学習で活用していない学校が一定程度存在し、日常的な活用が未だ十分行われていない学校がみられる。また、教師主体による活用が中心となり、児童生徒が自ら主体的に選択し活用することもできる授業への改善が未だ十分行われていない学校がみられる。
- ・ 小・中学校におけるプログラミング教育 の充実、高等学校における「情報Ⅰ」の授業（情報を専門とする教員はごく少数）への対応が急務となっている。
- ・ スマートフォン（SNS 等）の普及や 1 人 1 台端末の活用の進展に伴い、これらを使用したいじめ・トラブル等が発生している。また、スマートフォンや 1 人 1 台端末等での著作物の創作・利用の普及に対応して、児童生徒・教職員における著作権の理解促進が急務となっている。
- ・ 中山間地域等を含めた児童生徒への多様な学びの機会の確保等が求められている。

③教職員の ICT 活用指導力

- ・ 1 人 1 台端末について、教職員により、授業での活用が進められている。一方で、教職員の ICT 活用レベルについて、学校間・教職員間で差が見られる。
- ・ 授業において ICT を活用している場合でも、日常的な活用が未だ十分行われていない学校がみられる。また、児童生徒主体の効果的な活用ができておらず、教師主体の活用にとどまっている（児童生徒が自ら主体的に選択し活用することもできる授業への改善が未だ十分行われていない）場合がある。

3 1 人 1 台端末の利活用方策

①全般的事項

- ・「学校情報化認定制度」の活用について、指導主事による学校への訪問による指導・助言や研修、先進的な学校等における公開授業等に取り組み、各学校の優良校の認定の更新（再取得）を支援する。

②児童生徒の情報活用能力

- ・授業における ICT 活用について、児童生徒が、1 人 1 台端末の活用を「当たり前の文房具」として日常化する中で、自ら主体的に選択し活用して学びを深めることもできる授業（児

児童生徒が情報を主体的に捉え、主体的に考え、他者と協働し（他者参照を含む）、挑戦していくことができる授業）の普及に向けて、教職員向け研修（校内研修の充実を含む）、研究・協議会、県指導主事による訪問指導、先進的な学校における公開授業、実践事例集（随時更新）等を通じた、普及・指導等を実施する。

- ・ いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、1人1台端末等を活用した児童生徒の心身の状況把握のためのツールの導入（「心の健康観察」の実施）及び教育相談等の支援を推進するとともに、好事例等を情報収集し、教職員向け研修、研究・協議会や実践事例集等を通じて、普及・指導等を実施する。
- ・ 児童生徒の障がいの状況や特性に応じた ICT 活用に向けて、好事例等を情報収集し、教職員向け研修、研究・協議会や実践事例集等を通じて、普及・指導等を実施する。
また、熊本高等専門学校（令和4年度に県教育委員会と教育研究の振興に関する覚書を締結）と連携し、特別支援学校における ICT 機器の活用（端末操作支援機器の開発・活用、ICT 機器操作スキルの育成、学習支援アプリの開発・活用等）を推進する。
- ・ 不登校等により相当の期間学校を欠席する児童生徒の学びの機会の確保に向けて、1人1台端末等の ICT を活用した教育支援（例：オンライン、オンデマンド、メタバース等の活用等）、連絡・状況把握等について、好事例等を情報収集し、教職員向け研修、研究・協議会や事例集等を通じて、普及・指導等を実施する。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の学びの充実に向けて、オンラインによる日本語指導を推進するほか、多国籍等の保護者との連絡、就学、進学相談等に対応するため、多言語翻訳機器・アプリ等の活用を推進する。

③教職員の ICT 活用指導力

- ・ 教職員の ICT 活用レベルの格差を解消し、全ての教職員が、効果的かつ最適に ICT を活用できるよう、更なる底上げ・レベルアップを図るとともに、授業における ICT 活用について、児童生徒が、1人1台端末の活用を「当たり前の文房具」として日常化する中で、自ら主体的に選択し活用して学びを深めることもできる授業の普及に向けて、教職員向け研修（校内研修の充実を含む）、研究・協議会、県指導主事による訪問指導、先進的な学校における公開授業、実践事例集（随時更新）等を通じた、普及・指導等を実施する。
特に、教職員向け研修については、今後目指すべき ICT 活用レベル等を踏まえ、企業・大学等とも連携しながら、教科・校種・習熟度等に応じて、ICT を効果的に活用した授業づくり等（汎用ソフトウェアの効果的な活用の普及を含む）のための、より実践的かつ効果的な研修の充実を図る。
- ・ ICT 支援員（業務委託）について、教職員の ICT 活用等の状況や国の財政支援状況等を踏まえながら、適正な配置数を確保する。